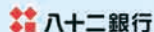


特定口座 譲渡損益額のお知らせ [株式投資信託の売却の都度郵送または電子交付]

特定口座(源泉徴収あり)のお客さまが、特定口座にてお預りしている株式投資信託を売却された場合に、約定日ごとの譲渡損益に対する源泉徴収額および還付額をご報告します。

特定口座 譲渡損益額のお知らせ



お取扱店 本店営業部
電話番号 (026)227-1182

八十二 太郎 様

特定口座のお取引に係る譲渡損益額および源泉徴収・還付をお知らせいたします。
お取引の都度、年初からの譲渡損益額の計算を行い、徴収過多の場合は還付金としてご返金いたします。
還付金は投資信託取引の指定預金口座にご入金いたします。

口座番号：XXX-XXX-XXX 特定口座：源泉徴収あり

基準日 22-08-24 ご精算日 22-08-30

| 今回お取引の 譲渡損益額 | ① 還付額 | ② (内訳) 所得税 | ③ (内訳) 住民税 |
|-----------------|-------|------------|------------|
| -44647 | 4466 | 3126 | 1340 |

還付額 ① = ② + ③

| 前回お取引までの 年間損益額 | 前回お取引までの 年間源泉徴収額 | 前回お取引までの 所得税徴収額 | 前回お取引までの 住民税徴収額 |
|-------------------|---------------------|--------------------|--------------------|
| 469913 | 46987 | 32892 | 14095 |
| 今回お取引後の 年間損益額 | 今回お取引後の 年間源泉徴収額 | 今回お取引後の 所得税徴収額 | 今回お取引後の 住民税徴収額 |
| 425266 | 42521 | 29766 | 12755 |

(単位：円)

平成22年以降、源泉徴収・配当等受入の口座については配当等と譲渡の損益通算を行いますが、本お知らせにこの内容は含まれておりません。

還付額

損失が出た場合には、すでに源泉徴収した税額から還付を行い、指定預金口座に入金します。